

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第五十三号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行

政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術

の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に

関する規則

(広島県会計規則の一部改正)

第一条 広島県会計規則(昭和三十九年広島県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一―十四 (略)</p> <p>十五 電子情報処理組織 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項又は広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年広島県条例第三十八号)以下「行政手続オンライン化条例」という。)第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。</p> <p>十六 電磁的記録 情報通信技術活用法第三条第七号又は行政手続オンライン化条例第二条第五号に規定する電磁的記録をいう。</p> <p>十七・十八 (略)</p> <p>(電子情報処理組織を使用して行う申請等における収入の方法) 第十一条の三 前条第一号から第三号までに掲げる収入のうち、電子申請(情報通信技術活用法第六条第一項又は行政手続オンライン化条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。以下同じ。)が行われた場合における当該申請に係るものについては、第十一条第二項本文及び前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織による揭示の方法により納入の通知をすることができる。</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>一―十四 (略)</p> <p>十五 電子情報処理組織 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)以下「行政手続オンライン化法」という。)第三条第一項又は広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年広島県条例第三十八号)以下「行政手続オンライン化条例」という。)第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。</p> <p>十六 電磁的記録 行政手続オンライン化法第二条第五号又は行政手続オンライン化条例第二条第五号に規定する電磁的記録をいう。</p> <p>十七・十八 (略)</p> <p>(電子情報処理組織を使用して行う申請等における収入の方法) 第十一条の三 前条第一号から第三号までに掲げる収入のうち、電子申請(行政手続オンライン化法第三条第一項又は行政手続オンライン化条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。以下同じ。)が行われた場合における当該申請に係るものについては、第十一条第二項本文及び前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織による揭示の方法により納入の通知をすることができる。</p>

別記様式第一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五号その一中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式その二中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第六号その一及びその二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式その三中「平成 年 月分」を「 年 月分」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式その四、その六及びその七中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第八号中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第八号の二及び別記様式第九号中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十二号その一中「平成 年度」を「 年度」に改め、同様式その五中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十二号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十二号の三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度 月分」を「 年度 月分」に改める。

別記様式第十三号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第十四号その三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十五号から別記様式第十七号までの様式中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第十八号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第十九号中「平成 年度」を「 年度」に、「平成 年 月

別記様式第十九号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二十号中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第二十一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二十二号の一中「平成 年度」を「 年度」に改める。  
別記様式第二十二号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二十三号の二中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第二十四号中「平成 年度」を「 年度」に改める。  
別記様式第二十四号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二十五号の一中「平成 年度」を「 年度」に改める。  
別記様式第二十五号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二十六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第二十七号の二及び三の四中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第二十八号から別記様式第二十九号までの各表中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。  
別記様式第三十号の二中「平成 年度」を「 年度」に改める。  
別記様式第三十号の三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十二号中「平成 年度」を「 年度」に改める。  
別記様式第三十二号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十三号の一中「平成 年度」を「 年度」に改める。  
別記様式第三十三号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十六号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十六号の三その一中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に  
「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第三十六号の四中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」  
に改める。

別記様式第三十六号の五中「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第三十七号から別記様式第四十号の二もびの様式中「平成 年 月  
日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第四十号の三中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」  
に改める。  
「昭和 年度」を「 年度」に改める。  
「昭和 平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

年 月 日」に改める。

別記様式第四十一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に  
改める。

別記様式第四十一号の二中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」  
に改める。  
「平成 年度 月分」を「 年度 月分」に改める。

別記様式第四十二号、別記様式第四十三号及び別記様式第四十六号中「平成 年  
月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第四十七号その一及び別記様式第五十二号中「平成 年度」を「  
年度」に改める。  
「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第五十三号及び別記様式第五十四号中「平成 年 月 日」を「  
年 月 日」に改める。  
「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第六十一号その一中「平成 年度」を「 年度」に改める。  
その二中「平成 年度」を「 年度」に改める。  
「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。  
「平成 年 月 日」に改める。

別記様式第六十三号及び別記様式第六十四号中「平成 年 月 日」を「  
年 月 日」に改める。  
「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。  
別記様式第六十七号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に  
改める。

別記様式第七十二号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に  
改める。  
「平成 年度 平成 年 月」を「 年 月」に改める。

別記様式第七十五号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に  
改める。  
「平成 年度」を「 年度」に改める。

別記様式第七十六号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第八十一号中「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第八十三号及び別記様式第八十五号中「平成 年度 平成 年 月分」を「 年度 年 月分」に改める。

別記様式第八十八号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第九十号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

「平成 年 月分」を「 年 月分」に改める。

別記様式第九十一号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

(広島県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 広島県税事務取扱規則(昭和三十五年広島県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 収納代理金融機関及び県税規則第五条の三に規定する県税の収納の事務の委託を受けた規則で定める者は、領収済通知書(前条第五項の規定により添付された領収済通知書及び領収済通知書に替えて領収済通知書に記載すべき事項を記録した情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第七号又は広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年広島県条例第三十八号)第二条第五号に規定する電磁的記録(次項において「電磁的記録」という。)を含む。)を指定金融機関に送付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第二十六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 収納代理金融機関及び県税規則第五条の三に規定する県税の収納の事務の委託を受けた規則で定める者は、領収済通知書(前条第五項の規定により添付された領収済通知書及び領収済通知書に替えて領収済通知書に記載すべき事項を記録した行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第二条第一項第五号又は広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年広島県条例第三十八号)第二条第一項第五号に規定する電磁的記録(次項において「電磁的記録」という。)を含む。)を指定金融機関に送付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

(広島県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第三条 広島県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年広島県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

（情報通信の技術を利用する方法に関する事項）  
第十八条 法第七十四条の規定により、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条から第九条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合における手続等については、広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第六十七号）に定める手続等の例による。

（情報通信の技術を利用する方法に関する事項）  
第十八条 法第七十四条の規定により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条から第六条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合における手続等については、広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成十六年広島県規則第六十七号）に定める手続等の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。